平成２９年（フ）第８９号
千葉県長生郡長生村七井土1612―233　102号室、住民票上の住所千葉県長生郡長生村一松戊2389番地
債務者　佐藤　征彦
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
千葉県長生郡白子町古所3250番地647　パノラマ・ビュー白子711号
債務者　祝　　由香（旧姓川原・佐野）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
千葉県長生郡長南町豊原1018番地　豊原団地302号
債務者　牧野　一宏
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
千葉県長生郡長南町豊原1018番地　豊原団地302号
債務者　牧野　美穂（旧姓富永）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
千葉県富津市青木726番地１　ル・ボワ　202
債務者　唐鎌美智子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１２６号
千葉県袖ケ浦市今井２丁目44番地１　レオパレスプロシード209号
債務者　伊能美代子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２１号
富山県下新川郡入善町入膳3530番地27　アスティオンⅠ―103
債務者　上嶋　政人
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第３８２号
岐阜市日野南６丁目６番18―206号　（エクセレンスＧⅡ　Ａ―206）、申立時の住所岐阜県各務原市那加石山町２丁目74番地２　（レオネクスト光　206）
債務者　鎌田　　歩
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７０号
岐阜県可児市下切1761番地26　市営下切住宅Ｂ―３
債務者　三宅富久美
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１９４号
静岡県富士市増川427番地の１　メゾン・ド・シャルマン202号、前住所静岡県富士市柚木135番地の１　Ｗｉｔ’ｓ　Ｆｕｊｉｙａｍａ　Ａ―102号
債務者　小田巻朝雄
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２０６１号
愛知県常滑市北汐見坂２丁目226番地
債務者　財津　信行
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５０号
三重県鈴鹿市大池３丁目11番９号　ベーシック中日　401
債務者　伊藤　良弥
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５１号
三重県津市末広町27番29号　ウィング21パート１―105号、前住所三重県津市香良洲町6530番地１　21号
債務者　島田　佳苗
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２４号
三重県四日市市伊坂町682番地
債務者　橋本　知子
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
三重県四日市市桜台２丁目７番地21
債務者　宇田川貴亮
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
滋賀県長浜市加田町19番地６　老人ホームながはま
債務者　坂井　　博
法定代理人成年後見人　塚田　和男
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５００号
兵庫県姫路市東辻井４丁目２番35号グランハイム東辻井202
債務者　西村　　豊
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部